

清川村教育委員会会議録

日 時 令和2年3月23日(月) 午前9時00分
場 所 役場庁舎3階 2・3会議室
出席委員等 教育長 山田一夫、職務代理者 橋本直人、委員 加藤しのぶ
委員 今野郁夫、委員 石川富美子
事務局 (山口参事兼指導主事、山田課長、井上課長、南波指導主事)

欠 席 者 なし

議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題
 - (1) 教育長報告
 - (2) 議案第3号 清川村社会教育委員の選任について
 - (3) 議案第4号 清川村青少年指導員の選任について
 - (4) 議案第5号 清川村スポーツ推進委員の選任について
 - (5) 議案第6号 清川村立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について
 - (6) 議案第7号 令和2年度教職員等に関する研修について
 - (7) 清川村成人式について
 - (8) その他
4. 次回の会議日程
5. 閉会

開会 (午前9時00分)

教育長あいさつ

新型コロナウイルスに関わる学校再開に向けてと休校中の小学校のタブレットの活用における効果について述べる。

会議に先立ち傍聴者が1名いるため、教育委員の許可を確認。

教育委員許可する。

教育長「議題（１）教育長報告」

学校・園の休校・休園について報告するとともに別紙により教育長の前月教育委員会会議以降の教育長動向について述べる。

教育長「議案第３号 清川村社会教育委員の選任について」を議題とし事務局に説明を求める。

事務局 提出資料により説明

清川村社会教育委員の選任について、別紙資料により説明を行う。

質 疑 特になし

清川村社会教育委員の選任について承認される。

教育長「議案第４号清川村青少年指導員の選任について」を議題とし事務局に説明を求める。

事務局 提出資料により説明

清川村青少年指導員の選任について、別紙資料により説明を行う。

質 疑 特になし

清川村青少年指導員設置要綱の制定について承認される。

教育長「議案第５号清川村スポーツ推進委員の選任について」を議題とし事務局に求める。

事務局 提出資料により説明

清川村スポーツ推進委員の選任について説明する。

質 疑 特になし

清川村スポーツ推進委員の選任について承認される。

教育長「議案第６号清川村立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について」を議題とし事務局に求める。

事務局 提出資料により説明

清川村村立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について説明する。

委 員 時間外勤務は１００時間まではできるということですね。

事務局 繁忙期などはそうなります。

教育長 普段は、１箇月４５時間であるが、その時間をオーバーしてしまう人がいるため、１箇月１００時間未満となっているが、それをもしオーバーした場合、罰則規定が求められるのかどうか。

事務局 罰則規定はないが、村が管理している勤怠システムを使用しているので、なぜ４５時間を超えてしまったのかその理由を求めていきたい。

委員 一般企業では、残業を管理する場合は、規定時間を超える前に事前報告をしているので参考にさせていただければと思います。質問になりますが、第2条第1項の(1)～(4)を決めた背景には、何かを参考にしたのでしょうか、それとも村独自の案なのでしょう。

事務局 神奈川県規則を参考に、時間数はすべて同じにしてあります。おそらく神奈川県下ではすべて同じ時間数になるのではないかと考えられます。本年度、来年度で規則を策定していくが、神奈川の市町村はこの規則を作ると考えられます。

委員 時間外ですが、先生たちは守らなければいけない立場であるが、先生たちは、真面目で一生懸命取り組んでいるので、あまり追い詰めてほしくないと思います。また、勤務時間外は、校長先生が許可をするというシステムでしょうか。

事務局 100時間を超えた場合、基本的に校長先生が指導をする形になると思いますが、100時間を超えたから危ないということは個人差もあり、なかなか難しいですが、目安として45時間以内にしようという目標値を明確にしたということです。

委員 非常勤の先生や村雇用の先生などは、この規則には当てはまらないのでしょうか。

事務局 村の非常勤は時間給扱いで勤務していただいているので、時間外勤務ということはありません。

委員 企業では、規定時間をオーバーした場合は、産業医がカウンセリングを行い、次月以降の健康の管理を求めますが、先生方が今の状態で勤務することによって精神的に問題が出てくるようであれば、産業医のカウンセリングなども参考にさせていただければと思います。

教育長 メンタルヘルスチェックを年1回、学校で行っていますが、働き方改革の中で考えていかななくてはいけない時代でもあります。先生たちが元気よく働くことが子どもたちを元気にするというので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

委員 仕事をする上で偏った校務分掌になっていなければ良いと思いますが、どうしても、仕事ができる人のところに仕事が偏ってしまうような傾向が昔はありました。このように数字がしっかり出てくるということは、良いことだと思います。しっかりと前面に打ち出させていただきたいと思ひます。

委員 ある先生から、昔は夜、家でも仕事をしていたという話を聞いたこと

がありますが、今でも先生方は、真面目で一生懸命なのでつぶれてしまわないように、この時間数には表れない家に持ち帰って仕事をするということがないように、よく見ていていただきたいと思います。

清川村村立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について承認される。

教育長 「議案第7号 令和2年度教職員等に関する研修について」を議題として事務局に求める。

事務局 提出資料により説明

令和2年度教職員に関する研修について説明する。

委員 小さい子の自殺が増えているという状況もあります。昨年愛川町で行った自殺予防対策の研修会が今年もあるのでしょうか。それともう一点、教員・保護者向けの研修会があるのでしょうか。また、保健福祉課と連携を持った研修会をどのように組み込んでいくのかが気になる場所でもあります。

事務局 昨年愛川町のグレードアップサマーゼミを県の事業として実施しましたが、先生方にとっては、新しい視点として受け入れられていました。次年度は、そのような研修会はありませんが、昨年度実施した自殺予防対策研修会は県が定期的に行っている自殺予防対策講座としてありますので、各学校に参加を促していきたいと思います。また、県の指導主事や私も出席している地区の担当者会で煮詰めた内容を、校長会等で資料を示して各学校に周知していきたいと思います。また、保健福祉課との関連については、4月の教育相談コーディネーターの会議で、何かあった時の窓口はここであることが分かる資料を提示し校内で周知してもらうように伝えたいと思います。

令和2年度教職員等に関する研修について承認される。

教育長 「(7) 清川村成人式について」を議題として事務局に求める。

事務局 提出資料により説明

清川村成人式について説明する。

委員 私も二十歳で良いと思います。名称は、アンケートを尊重して成人式で良いのではないかと思います。

教育長 成人年齢を引き下げて、18歳になる。そして、成人年齢を引き下げて式を行うから成人式と呼ぶのでしょうか。

事務局 民法上、2023年から18歳が成人であるということで、二十歳で実施するのが成人式として良いのかどうか問題で、厚木市や愛川町では、名前を変えてきたのだと思います。民法上、18歳が成人なので二十歳で成人式という名前を使って良いのかどうかということです。

教育長 今日は、教育委員さんからご意見をお聞きするというので良いですね。最終決定はいつまでに決定すれば良いのでしょうか。

事務局 今日、教育委員さんからご意見をいただき、教育委員会でもとめ、村長に提出していきます。

教育長 確認ですが、従来の20歳の1月に式を行うことでよろしいですか。

事務局 はい。

教育長 先ほど名称については求めないということでしたが、それは、よろしいのですか。

事務局 名称ですが、教育委員会として教育委員さんのご意見があればまとめて行きたいと思えます。

委員 アンケートの調査対象の新成人になる方にはアンケートを行っているので、名称や行われる時期については、もう新成人になられる方には確認はとらないのですね。

事務局 確認をとる予定はありません。

委員 成人式企画委員5名からの名称の変更に対する意見はありましたか。

事務局 名称については、確認できていません。

委員 成人の日は、どのような扱いになるのでしょうか。

教育長 成人の日は、今まで通りで各自治体に任されるのではないかと考えられます。

委員 名称について変えなければならないということに対する国等からの指導はあるのですか。

事務局 そのようなことはありません。

委員 資料を見ると、大和市は検討中ですが、やまと成人式、座間市は座間市成人式ということで、地域で考え変えても良いのではないかと思います。例えばきよかわ成人式、清川村成人式もしくは、二十歳のつどいに変えていってもいいのではないかと思います。

委員 例えば二十歳のつどいにサブタイトルをつけ、新成人が作り上げる成

人式を作り上げていってほしいと思います。

委員 成人式と言って良いのかどうか分かりませんが、アンケートから新成人の意識が20歳を区切りとして式を行うことが良いということが分かるので、清川村として今後ずっと20歳で式を行うことが大切で、名称にあまりこだわらなくても良いのではないかと思います。

教育長 名称については、今日の教育委員さんのご意見を参考に、近隣の情報をつかみながら、もう少し教育委員会で練らしていただいて、次回の教育委員会議で報告をさせていただきます。

教育長「議題（４）その他」を議題とし事務局に求める。

事務局 学校教育課より令和2年4月、令和2年5月分の行事予定について別紙で説明を行い、令和2年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会に全員参加の同意を得た。

事務局 新型コロナウイルス感染症に対する入学（園）式及び始業式の対応等について別紙で説明を行った。また、厚木市、愛川町の状況も報告した。

事務局 橋本委員さんの任期が4月8日まででしたが、3月18日の議会で4月9日から4年間、教育委員として承認されましたので報告するとともに、橋本委員さんよろしく願いいたします。

委員 これから、また、よろしく願いいたします。

次回会議日程を調整した結果、令和2年4月22日（水）、28日（火）で調整し後日報告することとなった。

委員 閉会宣言（午前10時45分）

令和2年5月26日

教育長

山田一夫

教育長職務代理者

橋本直人

委員

員

加藤しのぶ

委員

員

今野郁夫

委員

員

石川嵩美子